

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の施行に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物処理施設設置許可申請)

第2条 法第8条第2項の申請書は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書(様式第1号)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請)

第3条 省令第4条の4第1項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書(様式第2号)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の定期検査の申請)

第4条 省令第4条の4の2に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設定期検査申請書(様式第3号)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請)

第5条 省令第5条の3第1項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書(様式第4号)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設設置等許可証の交付)

第6条 市長は、法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第9条第1項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設(設置・変更)許可証(様式第5号)を交付するものとする。

(一般廃棄物処理施設設置許可に係る軽微な変更等の届出)

第7条 省令第5条の4の2第1項に規定する届出書は、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(様式第6号)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設設置許可証の書換え)

第8条 市長は、法第9条第3項に規定する届出により許可証の書換えを必要とする場合には、当該許可証を書き換えて交付するものとする。

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の申請)

第9条 省令第5条の5の5第1項に規定する申請書は、熱回収施設設置者認定申請書(様式第7号)によるものとする。

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定)

第10条 法第9条の2の4第1項の規定による認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証(様式第8号)を交付するものとする。

(本条…一部改正〔平成31年規則27号〕)

(認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出)

第11条 省令第5条の5の10第1項に規定する届出書は、熱回収施設休廃止等届出書(様式第9号)によるものとする。

(認定熱回収施設における熱回収に関する報告)

第12条 省令第5条の5の11第1項に規定する報告書は、熱回収報告書(様式第10号)によるものとする。

(市の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置に係る届出)

第13条 法第9条の3第1項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設設置届出書(様式第11号)によるものとする。

(市の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置に係る変更の届出)

第14条 省令第5条の8第1項に規定する届出書は、一般廃棄物処理施設変更届出書(様式第12号)によるものとする。

(市の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置に係る軽微な変更等の届出)

第15条 省令第5条の9の2第1項に規定する届出書は、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書によるものとする。

(非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出)

第15条の2 法第9条の3の3第1項の規定による届出は、非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置届出書(様式第12号の2)によるものとする。

(本条…追加〔令和3年規則24号〕)

(非常災害に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出)

第15条の3 法第9条の3の3第3項において準用する法第9条の3第8項の規定による届出は、非常災害に係る一般廃棄物処理施設変更届出書(様式第12号の3)によるものとする。

(本条…追加〔令和3年規則24号〕)

(一般廃棄物処理施設設置許可証の再交付の申請)

第16条 法第8条第1項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処理施設設置者」という。)は、許可証を破り、汚し、又は失ったときは、市長に許可証の再交付を申請することができる。

2 前項の規定により許可証の再交付を申請しようとする者は、一般廃棄物・産業廃棄物処理施設設置許可証再交付申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物処理施設設置許可証の返納)

第17条 一般廃棄物処理施設設置者は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、直ちに、許可証(第1号)に該当する場合にあっては、失った許可証)を市長に返納しなければならない。

(1) 許可証の再交付を受けた者が、失った許可証を発見したとき。

(2) 当該施設を廃止したとき。

(3) 許可を取り消されたとき。

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可証の交付)

第18条 市長は、法第9条の5第1項の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設(譲受け・借受け)許可証(様式第14号)を交付するものとする。

(一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可証の交付)

第19条 市長は、法第9条の6第1項の認可をしたときは、合併・分割認可証(様式第15号)を交付するものとする。

(産業廃棄物処理業に係る変更の届出)
第20条 法第14条第1項又は第6項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処理業者」という。)は、取り扱う法第2条第4項に規定する産業廃棄物(以下「産業廃棄物」という。)について政令第6条第1項第1号ロに規定する石綿含有産業廃棄物若しくは水銀使用製品産業廃棄物又は同項第2号ホに規定する水銀含有ばいじん等の含有の有無を変更した場合には、速やかに産業廃棄物処理業変更届出書(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等関係用)(様式第16号)を市長に提出しなければならない。

(本条…一部改正〔令和3年規則24号〕)

(産業廃棄物処理業等の許可証の書換え)
第21条 市長は、法第14条の2第3項若しくは第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項、法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第3項又は前条の規定による届出により許可証の書換えを必要とする場合には、当該許可証を書き換えて交付するものとする。

(産業廃棄物処理業等の許可証の再交付の申請)
第22条 産業廃棄物処理業者又は法第14条の4第1項若しくは第6項の許可を受けた者(以下「特別管理産業廃棄物処理業者」という。)は、許可証を破り、汚し、又は失ったときは、市長に許可証の再交付を申請することができる。

2 前項の規定により許可証の再交付を申請しようとする者は、産業廃棄物処理業・特別管理産業廃棄物処理業許可証の再交付申請書(様式第17号)を市長に提出しなければならない。

(産業廃棄物処理業等の許可証の返納)
第23条 第17条の規定は、産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者について準用する。この場合において、同条第2号中「当該施設」とあるのは「当該事業の全部」と読み替えるものとする。

(産業廃棄物再生利用業の指定の申請等)
第24条 省令第9条第2号又は第10条の3第2号の指定(以下「産業廃棄物再生利用業の指定」という。)を受けようとする者は、産業廃棄物再生利用業指定申請書(様式第18号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の指定の申請が、市長が別に定める基準に適合していると認めるときでなければ、産業廃棄物再生利用業の指定をしてはならない。

3 産業廃棄物再生利用業の指定には期限を付し、又は生活の環境保全上必要な条件を付することができる。

4 市長は、産業廃棄物再生利用業の指定をしたときは、産業廃棄物再生利用業指定証(様式第19号)(以下「指定証」という。)を交付するものとする。

5 産業廃棄物再生利用業の指定を受けた者(以下「産業廃棄物再生利用業者」という。)は、当該指定を受けた事業の範囲の変更の指定を受けようとするときは、産業廃棄物再生利用業変更指定申請書(様式第20号)を市長に提出しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

6 第2項及び第3項の規定は、前項の申請について準用する。

(産業廃棄物再生利用業の廃止等の届出)
第25条 産業廃棄物再生利用業者は、当該指定を受けた事業の範囲の全部又は一部を廃止したときは、速やかに、産業廃棄物再生利用業廃止届出書(様式第21号)を市長に提出しなければならない。

2 産業廃棄物再生利用業者は、次に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに、産業廃棄物再生利用業変更届出書(様式第22号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 住所
- (2) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
- (3) 事務所又は事業場の所在地
- (4) 再生利用の目的
- (5) 再生利用の方法
- (6) 取引関係
- (7) 再生利用の用に供する施設に係る種類、数量、設置場所、能力、方式又は構造
- (8) 申請者が法人である場合にあつては、法第14条第5項第2号ニに規定する役員
- (9) 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年である場合にあつては、その法定代理人
- (10) 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者
- (11) 申請者に政令第6条の10で定める使用人がある場合にあつては、当該使用人

3 第8条の規定は、前2項の届出により指定証の書換えを必要とする場合について準用する。この場合において、同条中「許可証」とあるのは「指定証」と読み替えるものとする。

(指定証の再交付の申請)
第26条 産業廃棄物再生利用業者は、指定証を破り、汚し、又は失ったときは、指定証の再交付を市長に申請することができる。

2 前項の規定により指定証の再交付を申請しようとする者は、産業廃棄物再生利用業指定証再交付申請書(様式第23号)を市長に提出しなければならない。

(指定の取消し等)
第27条 市長は、産業廃棄物再生利用業者が、法、政令、省令若しくはこの規則又はこれらの法令に基づく処分に違反した場合には、その指定を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(指定証の返納)
第28条 第17条の規定は、産業廃棄物再生利用業者について準用する。この場合において、同条中「許可証」とあるのは「指定証」と、同条第2号中「当該施設」とあるのは「当該事業の全部」と、同条第3号中「許可」とあるのは「指定」と読み替えるものとする。

(産業廃棄物処理施設設置許可に係る許可証の書換え)
第29条 第8条の規定は、法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第3項の規定による届出について準用する。

(産業廃棄物処理施設設置許可証の再交付の申請)
第30条 法第15条第1項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処理施設設置者」という。)は、許可証を破り、汚し、又は失ったときは、市長に許可証の再交付を申請することができる。

2 前項の規定により許可証の再交付を申請しようとする者は、一般廃棄物・産業廃棄物処理施設設置許可証再交付申請書を市長に提出しなければならない。

(産業廃棄物処理施設設置許可証の返納)
第31条 第17条の規定は、産業廃棄物処理施設設置者について準用する。

- (産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の届出等)
- 第32条 法第15条の2の5第1項の規定による届出は、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に関する届出書(様式第24号)によるものとする。
- 2 省令第12条の7の17第4項に規定する受理書(以下「受理書」という。)は、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に関する受理書(様式第25号)によるものとする。
- 3 省令第12条の7の17第5項の規定による変更等の届出は、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に関する(変更・廃止)届出書(様式第26号)によるものとする。
- (産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例に係る受理書の書換え)
- 第33条 市長は、省令第12条の7の17第5項の規定による届出により受理書の書換えを必要とする場合には、当該受理書を書き換えて交付するものとする。
- (産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例に係る受理書の再交付の申請)
- 第34条 受理書の交付を受けた者は、受理書を破り、汚し、又は失ったときは、市長に受理書の再交付を申請することができる。
- 2 前項の規定により受理書の再交付を申請しようとする者は、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に関する受理書再交付申請書(様式第27号)を市長に提出しなければならない。
- (産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可証の交付)
- 第35条 市長は、法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の許可をしたときは、産業廃棄物処理施設(譲受け・借受け)許可証(様式第28号)を交付するものとする。
- (産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可証の交付)
- 第36条 市長は、法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の認可をしたときは、合併・分割認可証(様式第29号)を交付するものとする。
- (報告の徴収)
- 第37条 法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物(以下「特別管理産業廃棄物」という。)を排出する事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き(事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合を含む。)、変更し、又は解任した日から30日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した、その旨の報告書を市長に提出するものとする。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特別管理産業廃棄物を生ずる事業場の名称及び所在地
- (3) 特別管理産業廃棄物管理責任者の職氏名
- (4) 特別管理産業廃棄物管理責任者の資格
- (5) 設置、変更又は解任年月日及びその理由
- 2 前項に掲げる報告書のうち、設置又は変更に係る報告書には、省令第8条の17の資格を有することを証する書類の写しを添付しなければならない。
- 3 法第12条第13項に規定する事業者であって次に掲げるものは、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間のそれぞれの事業場における産業廃棄物の処理に関し、当該産業廃棄物の種類ごとに、同項において準用する法第7条第15項に規定する帳簿の写し(埋立処分以外の処理を行った場合にあつては、産業廃棄物処理実績報告書(様式第31号))を市長に提出するものとする。
- (1) 法第15条第1項の許可を受けた産業廃棄物処理施設が設置されている事業場を設置している事業者
- (2) 産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の埋立処分を行う事業者
- 4 特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における特別管理産業廃棄物の処理に関し、当該特別管理産業廃棄物の種類ごとに特別管理産業廃棄物処理実績報告書(様式第32号)を市長に提出するものとする。ただし、他人にその処理を委託する特別管理産業廃棄物については、この限りでない。
- 5 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬(産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者が業として行う産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の積替え又は保管のための施設(以下「積替え保管施設」という。))を有する者に限る。又は処分に関し、次の各号に掲げる事項を記載した、その実績の報告書を市長に提出するものとする。ただし、他人に処分を委託する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物(他人からの委託により産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を処分した結果生じたものに限る。)であつて、その処分に関し、法第12条の3第7項の報告書を提出するものについては、この限りでない。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 中間処理を行うための施設(以下「中間処理施設」という。))又は最終処分場にあつては、廃棄物の種類並びに処分方法ごとの受入量及び処分量
- (3) 中間処理施設又は最終処分場にあつては、廃棄物の種類、搬入元の都道府県(鳥取県内にあつては、鳥取市の区域及びそれ以外の区域)及び処分方法ごとの処分量
- (4) 中間処理施設又は最終処分場にあつては、廃棄物の種類並びに処分方法ごとの各月の受入量及び処分量
- (5) 中間処理施設にあつては、廃棄物の種類並びに処分後の廃棄物の持出先、持出先における処分方法ごとの持出量及び処分量
- (6) 積替え保管施設にあつては、廃棄物の種類並びに積替え保管施設への運搬方法ごとの各月の受入量及び運搬量(積替え又は保管を伴う運搬に限る。)
- (7) 積替え保管施設にあつては、各月の月末時点の保管量
- (1項…一部改正・2項…追加・旧2・3項…1項ずつ繰下・旧4項…一部改正し5項に繰下〔平成31年規則27号〕)
- (最終処分場の届出台帳の閲覧)
- 第38条 法第19条の12第3項の規定による届出台帳の閲覧の請求は、一般廃棄物・産業廃棄物最終処分場台帳閲覧請求書(様式第34号)により行うものとする。
- (書類の提出等)
- 第39条 法、政令、省令又はこの規則の規定により市長に提出する申請書、届出書その他の書類は、正副2部とする。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- (経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に鳥取県知事に提出されている申請書、届出書その他の書類は、この規則の相当規定により提出されている申請書、届出書その他の書類とみなす。

附 則(平成31年4月1日規則第27号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定により作成され、使用されている用紙については、この規則の規定にかかわらず、当面の間、適宜修正のうえこれを使用することができる。

附 則(令和2年1月10日規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定により作成され、使用されている用紙については、この規則の規定にかかわらず、当分の間、適宜修正のうえこれを使用することができる。

附 則(令和3年3月25日規則第24号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

[様式第1号\(第2条関係\)](#)

(本様式…一部改正〔令和2年規則1号・3年24号〕)

様式第1号（第2条関係）

（第1面）

一般廃棄物処理施設設置許可申請書

鳥取市長 様

一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）
第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所

申請者 氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日
一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）		$m^3/日$ （ ）時間 $t/日$ （ ）時間 $m^2/時間$ $t/時間$ 面積 m^2 埋立容量 m^3
*一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）
設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値		
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	

（第2面）

*一般廃棄物処理施設の維持	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全の	
---------------	---------------------------------	--

管理に関する 計画に係る事 項	ため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の 測定頻度に関する事項		
	その他一般廃棄物処理施設の維持 管理に関する事項		
*災害防止のた めの計画（一般 廃棄物の最終 処分場である 場合）	一般廃棄物の飛散及び流出の防止 に関する事項		
	公共の水域及び地下水の汚染の防 止に関する事項		
	火災の発生の防止に関する事項		
	その他最終処分場に係る災害の防 止に関する事項		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分 方法（ごみ処理施設の場合）	区 分	自家処分	委託処分
	処分方法		
汚泥等の処分方法（し尿処理施設の 場合）	区 分	自家処分	委託処分
	処分方法		
*埋立処分の計画（最終処分場の場合）			
*一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する 事項			

(第4面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該法人に当該株主又は出資している者があるとき）

発行済株式の総数	株		出資の額
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は 出資の金額	本 籍
		割 合	住 所

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7で定める使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

- 注1 一般廃棄物処理施設の種類の欄には、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記載すること。この場合において、当該施設がごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書で記載すること。
- 2 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類の欄には、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記載すること。
- 3 *印の欄については、できる限り図面、表等を添付する等の方法により記載すること。ただし、次に掲げる*欄の記載については、それぞれに定める図面等を添付すること。
- (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備の欄 当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- (2) 排ガス及び排水の処理方法の欄 処理系統図
- 4 *印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 法定代理人の欄から廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7で定める使用人の欄までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載欄に全ての者を記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

[様式第2号\(第3条関係\)](#)

(本様式…一部改正〔令和3年規則24号〕)

様式第2号(第3条関係)

一般廃棄物処理施設使用前検査申請書

鳥取市長 様

次の一般廃棄物処理施設が竣功したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項の規定による施設の使用前検査を、関係図面等を添えて申請します。

年 月 日

住 所
申請者 氏 名
〔 法人にあつては、名称及
び代表者の氏名 〕
電話番号

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
設置場所	
竣功の年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
受付欄	

添付書類 竣功後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図その他参考となる書類又は図面

[様式第3号\(第4条関係\)](#)

(本様式…一部改正〔令和3年規則24号〕)

様式第3号(第4条関係)

一般廃棄物処理施設定期検査申請書

鳥取市長 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので申請します。

年 月 日

住 所
申請者 氏 名
〔 法人にあつては、名称及
び代表者の氏名 〕
電話番号

一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号

[様式第4号\(第5条関係\)](#)

(本様式…一部改正〔令和2年規則1号・3年24号〕)

様式第4号（第5条関係）

（第1面）

一般廃棄物処理施設変更許可申請書

鳥取市長 様

一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所

申請者 氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日		年 月 日	
許可番号			
変更の内容 の 容 容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変 更 後 m ³ /日（ ）時間 t/日（ ）時間 m ³ /時間 t/時間 面積 m ² 埋立容量 m ³	変 更 前 m ³ /日（ ）時間 t/日（ ）時間 m ³ /時間 t/時間 面積 m ² 埋立容量 m ³
	*一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
	*一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		
変更の理由			
変更のための工事の着工予定年月日		年 月 日	
変更後の使用開始予定年月日		年 月 日	

（第2面）

申請者（個人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍	
		住 所	

様式第5号（第6条関係）

一般廃棄物処理施設 設置 変更 許可証	年 月 日
住 所 氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 一般廃棄物処理施設であることを証する。	第8条第1項 第9条第1項 の規定により、設置 変更 の許可を受けた
鳥取市長	印
許 可 の 年 月 日	許 可 番 号
施 設 の 種 類 及 び 処 理 す る 一 般 廃 棄 物 の 種 類	
設 置 場 所	
処 理 能 力	
許 可 の 条 件	
廃棄物の処理及び清掃に 関する法律施行規則第3 条第7項の規定による許 可証の提出の有無	有 ・ 無
留 意 事 項	1 施設の設置（変更）に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は、速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。

[様式第6号\(第7条、第15条関係\)](#)

(本様式…一部改正〔令和3年規則24号〕)

様式第6号（第7条、第15条関係）

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

鳥取市長 様

一般廃棄物処理施設に係る許可（届出）事項について軽微な変更等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第9条の3第11項において準用する）第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所
届出者 氏 名
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

一般廃棄物処理施設 の名称		
一般廃棄物処理施設 の設置の場所		
一般廃棄物処理施設 の種類		
許可（届出）年月日	年 月 日	
許可（届出）番号		
変更等 の 内 容	変更等事項	
	変 更 前	
	変 更 後	
変更（廃止・休止・ 再開）年月日	年 月 日	
変更（廃止・休止・ 再開）の理由		

[様式第7号（第9条関係）](#)

（本様式…一部改正〔令和3年規則24号〕）

様式第7号(第9条関係)

熱回収施設設置者認定申請書

鳥取市長 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

年 月 日

住所
申請者 氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

熱回収施設の設置の場所		
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力	
	設備の位置、構造等の設置に関する計画	※
	設備の維持管理に関する計画	※
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類	
	熱回収の方法	
	熱回収率	%
許可の年月日及び許可番号		年 月 日 第 号

- 注1 設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。
 2 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量(トン/時)、発電機の出力(キロワット)、熱交換器の能力(キロジュール/時、複数ある場合はそれぞれの能力)を記載すること。
 3 ※欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。
 (1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画について
 熱回収に必要な設備の位置及び構造並びに熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図
 (2) 設備の維持管理に関する計画について
 ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画
 熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画
 4 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。
 5 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。

添付書類

- 当該熱回収施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該熱回収施設の付近の見取図
- 熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類
- 当該熱回収施設における過去1年間の熱回収の内容に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号イからハまでに掲げる事項を記載した書類
- 当該熱回収施設について廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の許可を受けていることを証する書類

[様式第8号\(第10条関係\)](#)

様式第8号（第10条関係）

熱回収施設設置者認定証	
	番 号 年 月 日
住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証する。	
	鳥取市長 印
認定の有効期限	年 月 日
熱回収施設の設置の場所	
熱回収の方法	
熱回収に必要な設備	
熱回収率	%
留意事項	1 毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を当市に提出すること。 2 熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を休廃止し、若しくは休止した当該施設を再開したとき又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく当市に届け出ること。

[様式第9号\(第11条関係\)](#)

(本様式…一部改正〔令和3年規則24号〕)

様式第9号(第11条関係)

熱回収施設休廃止等届出書

鳥取市長 様

熱回収施設を休廃止等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

年 月 日

住 所

届出者 氏 名

(法人にあつては、名称及
び代表者の氏名)

電話番号

熱回収施設の設置の場所		
認定の年月日及び認定番号		年 月 日 第 号
熱回収を行わなくな ったとき	理由	
	行わなくなった日	年 月 日
廃止、休止又は再開 したとき	理由	(廃止・休止・再開の別)
	廃止等の日	年 月 日
熱回収に必要な設備 を変更したとき	変更の内容	※
	理由	
	変更の日	年 月 日

注 ※欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

添付書類

- 1 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の能力又は当該設備の位置、構造等の設置に関する計画に変更があった場合には、変更後の当該熱回収施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該熱回収施設の付近の見取図
- 2 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の維持管理に関する計画に変更があった場合には、変更後の当該設備の維持管理に関する計画を記載した書類

[様式第10号\(第12条関係\)](#)

(本様式…一部改正〔令和3年規則24号〕)

様式第10号(第12条関係)

熱回収報告書

鳥取市長 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11第1項の規定により、
熱回収に関する報告書を提出します。

年 月 日

住 所
報告者 氏 名
〔法人にあつては、名称及
び代表者の氏名〕
電話番号

認定の年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
年4月1日から 年3月 31日までの年間の熱回収率	%

注 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の
5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。

添付書類 熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類

[様式第11号\(第13条関係\)](#)

(本様式…全部改正〔令和3年規則24号〕)

様式第11号（第13条関係）

（第1面）

一般廃棄物処理施設設置届出書

鳥取市長 様

一般廃棄物処理施設を設置するので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第9条の3第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

所在地

届出者 名 称

代表者の氏名

電話番号

一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着工予定年月日		年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日
一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）		$m^2/日$ （ ）時間 $t/日$ （ ）時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 面積 m^2 埋立容量 m^3
*一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		

（第2面）

*一般廃棄物処理施設	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境	
------------	-----------------------------	--

設の維持管理に関する計画に係る事項	の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
*災害防止のための計画（一般廃棄物の最終処分場である場合）	一般廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項		
	公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項		
	火災の発生の防止に関する事項		
	その他最終処分場に係る災害の防止に関する事項		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法（ごみ処理施設の場合）	区分	自家処分	委託処分
	処分方法		
汚泥等の処分方法（し尿処理施設の場合）	区分	自家処分	委託処分
	処分方法		
*埋立処分の計画（最終処分場の場合）			
*一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			

注1 一般廃棄物処理施設の種類の欄には、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記載すること。この場合において、当該施設がごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書で記載すること。

2 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類の欄には、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記載すること。

3 *印の欄については、できる限り図面、表等を添付する等の方法により記載すること。ただし、次に掲げる欄の記載については、それぞれに定める図面等を添付すること。

(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備の欄 当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

(2) 排ガス及び排水の処理方法の欄 処理系統図

4 *印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

[様式第12号\(第14条関係\)](#)

(本様式…一部改正〔令和3年規則24号〕)

様式第12号（第14条関係）

一般廃棄物処理施設変更届出書

鳥取市長 様

一般廃棄物処理施設に係る届出事項の変更をするので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

所在地
届出者 名 称
代表者の氏名
電話番号

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
届出の年月日		年 月 日	
受理番号			
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変更後	変更前
		m ³ /日()時間	m ³ /日()時間
		t/日()時間	t/日()時間
		m ³ /時間	m ³ /時間
t/時間	t/時間		
面積	m ²	面積	m ²
埋立容量	m ³	埋立容量	m ³
*一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画			
*一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変更の理由			
変更のための工事の着工予定年月日		年 月 日	
変更後の使用開始予定年月日		年 月 日	

注1 一般廃棄物処理施設の種類の欄には、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記載すること。この場合において、当該施設がごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きで記載すること。

2 *印の欄については、できる限り図面、表等を添付する方法等により記載すること。ただし、次に掲げる場合の記載については、該当する箇所にそれぞれに定める図面等を添付すること。

(1) 一般廃棄物処理施設設置届出書（以下「届出書」という。）に記載する一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合 変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

(2) 届出書に記載する排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合 変更後の処理系統図

(3) 届出書に記載する排ガス又は排水の量に変更がある場合 変更後の数値

(4) 届出書に記載する排ガスの性状に変更がある場合 大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値

(5) 届出書に記載する放流水の水質に変更がある場合 し尿処理施設の場合にあっては生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等に係る変更後の数値、最終処分場の場合にあっては一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令別表第1の上欄に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値

3 記載欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対比させて記載するものとする。

[様式第12号の2\(第15条の2関係\)](#)

(本様式…追加〔令和3年規則24号〕)

様式第12号の2（第15条の2関係）

（第1面）

非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置届出書

鳥取市長 様

非常災害時に係る一般廃棄物処理施設を設置するので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第9条の3の3第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住 所
氏 名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着工予定年月日		年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日
一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）		$m^3/日$ （ ）時間 $t/日$ （ ）時間 $m^2/時間$ $t/時間$ 面積 m^2 埋立容量 m^3
*一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	

（第2面）

*一般廃棄物処理施設	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境	
------------	-----------------------------	--

設の維持管理に関する計画に係る事項	の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
* 災害防止のための計画（一般廃棄物の最終処分場である場合）	一般廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項	
	公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項	
	火災の発生の防止に関する事項	
	その他最終処分場に係る災害の防止に関する事項	
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法（ごみ処理施設の場合）	区分	自家処分 委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法（し尿処理施設の場合）	区分	自家処分 委託処分
	処分方法	
* 埋立処分の計画（最終処分場の場合）		
* 一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		

様式第12号の3（第15条の3関係）

非常災害に係る一般廃棄物処理施設変更届出書

鳥取市長 様

非常災害時に係る一般廃棄物処理施設に係る届出事項の変更をするので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第9条の3の3第3項において準用する法第9条の3第8項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
届出の年月日		年 月 日
受理番号		
変更の内容 内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
	一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）	面積 m^2 埋立容量 m^3 $m^3/日（）時間$ $t/日（）時間$ $m^3/時間$ $t/時間$
	*一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画	
	*一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画	
変更の理由		
着工予定年月日		年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日

注1 一般廃棄物処理施設の種類の欄には、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記載す

ること。この場合において、当該施設がごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書で記載すること。

2 *印の欄については、できる限り図面、表等を添付する方法等により記載すること。ただし、次に掲げる場合の記載については、該当する箇所にそれぞれに定める図面等を添付すること。

(1) 非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置届出書（以下「届出書」という。）に記載する一般廃

- 1 廃物処理施設の構造及び設備に変更がある場合 変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- (2) 届出書に記載する排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合 変更後の処理系統図
- (3) 届出書に記載する排ガス又は排水の量に変更がある場合 変更後の数値
- (4) 届出書に記載する排ガスの性状に変更がある場合 大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
- (5) 届出書に記載する放流水の水質に変更がある場合 し尿処理施設の場合にあっては生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等に係る変更後の数値、最終処分場の場合にあっては一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令別表第1の上欄に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- 3 記載欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対比させて記載するものとする

[様式第13号\(第16条、第30条関係\)](#)

(本様式…一部改正〔令和3年規則24号〕)

様式第13号(第16条、第30条関係)

一般廃棄物
産業廃棄物

処理施設設置許可証再交付申請書

鳥取市長 様

一般廃棄物
産業廃棄物

処理施設設置許可証の再交付を受けたいので、鳥取市廃棄物の処理及び清掃に

関する法律施行細則 第16条第2項 第30条第2項 の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所
申請者 氏 名
〔 法人にあつては名称及び代
表者の氏名 〕
電話番号

許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	
施 設 の 種 類	
設 置 場 所	
再交付を受けようとする理由	

添付書類

一般廃棄物(産業廃棄物)処理施設設置許可証(失った場合を除く。)

[様式第14号\(第18条関係\)](#)

様式第14号(第18条関係)

<p>一般廃棄物処理施設 譲受け 許可証 借受け</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>住 所 氏 名</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の 譲受け 借受け の許可を受けたことを証する。</p> <p style="text-align: right;">鳥取市長 印</p>			
許 可 の 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
譲受けの相手方の氏名 借受け及び住所			
譲借 りり 受け 受け るる	一般廃棄物処理 施設の設置場所		
	一般廃棄物処理 施設の種類		
施設	設置許可(届出) 年月日及び許可 番号		

[様式第15号\(第19条関係\)](#)

様式第15号（第19条関係）

合併 分割 認可証		年 月 日
名称		
住所		
代表者の氏名		
名称		
住所		
代表者の氏名		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置者である法人の 合併 分割 について認可したことを証する。		
鳥取市長		印
認可の年月日	年 月 日	認可番号 第 号
設置している施設	設置場所	
	種類	
	認可年月日及び認可番号	年 月 日 第 号
合併 分割 により当該一般廃棄物 処理施設を承継する法人の名称及 び住所並びに代表者の氏名		
合併 分割 の方法及び条件		

[様式第16号\(第20条関係\)](#)

(本様式…一部改正〔令和3年規則24号〕)

様式第16号(第20条関係)

産業廃棄物処理業変更届出書

(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等関係用)

鳥取市長 様

年 月 日付第 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る取り扱う産業廃棄物について廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第1号ロに規定する石綿含有産業廃棄物若しくは水銀使用製品産業廃棄物又は同項第2号ホに規定する水銀含有ばいじん等の含有の有無を変更したので、鳥取市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第20条の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

年 月 日

住 所
届出者 氏 名
(法人にあつては名称
及び代表者の氏名)
電話番号

変更した事項の内容	新	旧
変更の理由		

注1 この届出書は、変更後速やかに提出すること。

2 各欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

添付書類

- 1 産業廃棄物処理業許可証
- 2 含有の有無を変更した石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係る事業計画書、事業の用に供する施設の種類・構造等を明らかにする書類

[様式第17号\(第22条関係\)](#)

(本様式…一部改正〔令和3年規則24号〕)

様式第17号(第22条関係)

産業廃棄物処理業 許可証の再交付申請書
特別管理産業廃棄物処理業

鳥取市長 様

産業廃棄物処理業 特別管理産業廃棄物処理業 許可証の再交付を受けたいので、鳥取市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第22条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所
申請者 氏 名
(法人にあつては名称
及び代表者の氏名)
電話番号

許 可 年 月 日	年 月 日	
許 可 番 号		
事業の 範囲	事業の種類	
	取り扱う産業廃棄物の種類	
再交付を受けようとする理由		

添付書類

産業廃棄物処理業(特別管理産業廃棄物処理業)許可証(失った場合を除く。)

[様式第18号\(第24条関係\)](#)

(本様式…一部改正〔令和2年規則1号・3年24号〕)

様式第18号（第24条関係）

（第1面）

産業廃棄物再生利用業指定申請書

鳥取市長 様

産業廃棄物再生利用業の指定を受けたいので、鳥取市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第24条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所

申請者 氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

事業の範囲	再生活用又は再生輸送の別	
	取り扱う産業廃棄物の種類	
事務所の所在地		
事業場の所在地		
再生利用の目的		
再生利用の方法	再生利用の用に供する施設に係る種類、数量、設置場所及び能力	
	再生利用の用に供する施設に係る方式、構造及び施設の概要	
取引関係	排出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
	再生活用業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
	再生輸送業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
	再生活用により得られる有用物の利用方法	
事業開始予定年月日		年 月 日

（第2面）

申請者（個人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本	籍
		住	所

様式第19号(第24条関係)

産業廃棄物再生利用業指定証

住 所

氏 名

〔 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 〕

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第9条第2号 の規定により、次のとおり
第10条の3第2号
産業廃棄物再生利用業の指定をしたことを証する。

年 月 日

鳥取市長



指 定 年 月 日	年 月 日	指 定 番 号	
事 業 の 範 囲	再生活用又は再 生輸送の別		
	取り扱う産業廃 棄物の種類		
再 生 利 用 の 方 法			
取 引 関 係			
指 定 の 期 限			
指 定 の 条 件			

[様式第20号\(第24条関係\)](#)

(本様式…一部改正〔令和2年規則1号・3年24号〕)

様式第20号（第24条関係）

（第1面）

産業廃棄物再生利用業変更指定申請書

鳥取市長 様

産業廃棄物再生利用業の事業の範囲の変更の指定を受けたいので、鳥取市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第24条第5項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所
申請者 氏 名
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

指 定 年 月 日	年 月 日		
指 定 番 号			
変 更 の 内 容	再生活用又は再生輸送の別	変 更 前	
		変 更 後	
	取り扱う産業廃棄物の種類	変 更 前	
		変 更 後	
変 更 の 理 由			
変更に係る再生利用の方法			
変更に係る取引関係			
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日		

（第2面）

申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
		住 所

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該法人に当該株主又は出資している者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額
	(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額 割合
			本 籍 住 所

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「政令」という。）第6条の10で定める使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住 所

添付書類

- 1 変更後の事業計画の概要を記載した書類
- 2 変更後の取引関係を記載した書類
- 3 変更後の生活環境保全上の対策を記載した書類
- 4 変更後の再生活用事業において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- 5 変更後の委託関係を記載した書類
- 6 住民票の写し及び法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イに係るものに限り。以下同じ。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（法人にあつては、その法人の定款又は寄附行為、登記簿の謄本並びに法第14条第5項第2号ニに規定する役員の住民票の写し及び同号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類）
- 7 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年である場合には、その法定代理人に係る住民票の写し及び同号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- 8 申請者に政令第6条の10に規定する使用人がある場合には、当該使用人に係る住民票の写し及び法第14条第5項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- 9 産業廃棄物再生利用業指定証

様式第21号(第25条関係)

産業廃棄物再生利用業廃止届出書

鳥取市長 様

産業廃棄物再生利用業の 全部 一部 を廃止したので、鳥取市廃棄物の処理及び清掃に関する法律
施行細則第25条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所
届出者 氏 名
〔法人にあつては名称
及び代表者の氏名〕
電話番号

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	
廃 止 年 月 日	年 月 日
廃 止 した 事 業 の 範 囲	
廃 止 の 理 由	

添付書類

産業廃棄物再生利用業指定証

[様式第22号\(第25条関係\)](#)

(本様式…一部改正〔令和2年規則1号・3年24号〕)

様式第22号(第25条関係)

産業廃棄物再生利用業変更届出書

鳥取市長 様

産業廃棄物再生利用業に係る事項に変更を生じたので、鳥取市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第25条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所

届出者 氏 名

(法人にあつては名称

及び代表者の氏名)

電話番号

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 の 内 容	変 更 事 項
	変 更 前
	変 更 後
変 更 理 由	

添付書類

- 1 産業廃棄物再生利用業指定証
- 2 当該変更事項の内容を証する書類
- 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号ニに規定する役員、届出者が同法第14条第5項第2号ハに規定する未成年である場合に係る法定代理人又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の10で定める使用人に係る変更である場合にあっては、当該変更に係る者の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号イに係るものに限る。)に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

[様式第23号\(第26条関係\)](#)

(本様式…一部改正〔令和3年規則24号〕)

様式第23号(第26条関係)

産業廃棄物再生利用業指定証再交付申請書

鳥取市長 様

産業廃棄物再生利用業指定証の再交付を受けたいので、鳥取市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第26条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所
申請者 氏 名
〔法人にあつては名称
及び代表者の氏名〕
電話番号

指 定 年 月 日	年 月 日	
指 定 番 号		
事業の 範囲	再生活用又は再生輸送の別	
	取り扱う産業廃棄物の種類	
再交付を受けようとする理由		

添付書類

産業廃棄物再生利用業指定証(失った場合を除く。)

[様式第24号\(第32条関係\)](#)

(本様式…全部改正〔令和3年規則24号〕)

様式第24号(第32条関係)

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に関する届出書

鳥取市長 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第8条第1項の許可を受けないで、産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設として設置したい(非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた廃棄物を処理した)ので、法第15条の2の5第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

産業廃棄物処理施設の設置の場所		
産業廃棄物処理施設の種類		
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類		
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号		
産業廃棄物処理施設の処理能力 (産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び残余の埋立容量)	埋立面積	$m^3 / () \text{時間}$ $t / \text{日} () \text{時間}$ $m^3 / \text{時間}$ $t / \text{時間}$ m^2
残余埋立容量		m^3
法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件		
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み	一般廃棄物の種類	処理量の見込
		$m^3 / \text{日} \cdot \text{年}$ $t / \text{日} \cdot \text{年}$
		$m^3 / \text{日} \cdot \text{年}$ $t / \text{日} \cdot \text{年}$
		$m^3 / \text{日} \cdot \text{年}$ $t / \text{日} \cdot \text{年}$
		$m^3 / \text{日} \cdot \text{年}$ $t / \text{日} \cdot \text{年}$
		$m^3 / \text{日} \cdot \text{年}$ $t / \text{日} \cdot \text{年}$
	合 計	$m^3 / \text{日} \cdot \text{年}$ $t / \text{日} \cdot \text{年}$
非常災害により当該一般廃棄物が生じた時期及び地域 (非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた廃棄物を処理する場合)		
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の受入開始予定日		

注1 法第15条の2の5第1項の規定に基づく届出は、届出に係る一般廃棄物の処理を開始する日の30日前までに行うこと。

2 法第15条の2の5第2項の規定による場合の届出は、災害廃棄物の処理を開始した後、遅滞なく行う

こと。

3 産業廃棄物処理施設の種類については、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記載すること。

4 記載欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

[様式第25号\(第32条関係\)](#)

(本様式…全部改正〔令和3年規則24号〕)

様式第25号(第32条関係)

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に関する受理書

住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けであなたから提出のあつた廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第15条の2の5の規定による届出については、次のとおり受理したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第4項の規定により、この書を交付する。

年 月 日

職氏名

受 理 の 年 月 日	受理番号	
産業廃棄物処理施設の設置の場所		
産業廃棄物処理施設の種類		
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号		
法第15条の2第4項の規定により法第15条第1項の産業廃棄物処理施設に係る許可に付された条件		
非常災害により当該一般廃棄物が生じた時期及び地域 (非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた廃棄物を処理する場合)		

[様式第26号\(第32条関係\)](#)

(本様式…一部改正〔令和3年規則24号〕)

様式第26号（第32条関係）

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に関する
変更 届出書
廃止

鳥取市長 様

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に関する届出書について、
当該記事
当該届出
項に変更があった

ので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「
に係る一般廃棄物の処理の事業を廃止した
省令」という。）第12条の7の17第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所

届出者 氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

変更又は廃止した事項の内容	変更後	変更前
変更又は廃止の理由		
変更又は廃止の年月日		

注1 記載欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

2 変更又は廃止した事項の内容の欄については、変更前及び変更後の内容を対比させて記載すること。

添付書類

- 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に関する受理書
- 省令第12条の7の17第3項各号に掲げる書類に変更がある場合にあっては、当該書類

[様式第27号\(第34条関係\)](#)

(本様式…一部改正〔令和3年規則24号〕)

様式第27号 (第34条関係)

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に関する受理書再交付申請書

鳥取市長 様

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に関する受理書の再交付を受けたいので、鳥取市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第34条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所
申請者 氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

受 理 の 年 月 日		受 理 番 号	
産 業 廃 棄 物 処 理 施 設 の 設 置 の 場 所			
産 業 廃 棄 物 処 理 施 設 の 種 類			
産 業 廃 棄 物 処 理 施 設 に お い て 処 理 す る 一 般 廃 棄 物 の 種 類			
産 業 廃 棄 物 処 理 施 設 に 係 る 許 可 の 年 月 日 及 び 許 可 番 号			
再 交 付 を 受 け よ う と す る 理 由			

添付書類

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に関する受理書 (失った場合を除く。)

[様式第28号\(第35条関係\)](#)

様式第28号 (第35条関係)

産業廃棄物処理施設	譲受け 借受け	許可証	年 月 日
住所 氏名 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4において準用する同法第9条の5第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の 譲受け 借受け の許可を受けたことを証する。			
鳥取市長			印
許可の年月日		年月日	許可番号 第号
譲受け 借受け	の相手方の氏名及び住所		
譲り受ける 借り受ける	産業廃棄物処理施設の設置場所		
施設	産業廃棄物処理施設の種類		
施設	設置許可(届出)年月日及び許可番号		

[様式第29号\(第36条関係\)](#)

様式第29号 (第36条関係)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">合 併 認 可 証</p> <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">分 割</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p>名称</p> <p>住所</p> <p>代表者の氏名</p> <p>名称</p> <p>住所</p> <p>代表者の氏名</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4において準用する同法第9条の6第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置者である法人の 合併 分割 について認可したことを証する。</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">鳥取市長 印</p>				
認 可 の 年 月 日		年 月 日	認 可 番 号	第 号
設置している施設	設 置 場 所			
	種 類			
	認 可 年 月 日 及 び 認 可 番 号	年 月 日	第 号	
合併 分割 により当該産業廃棄物処理 施設を承継する法人の名称及び住 所並びに代表者の氏名				
合併 分割 の 方 法 及 び 条 件				

様式第30号 削除

(〔平成31年規則27号〕)

[様式第31号\(第37条関係\)](#)

(本様式…一部改正〔令和3年規則24号〕)

様式第31号（第37条関係）

産業廃棄物処理実績報告書（ 年度）

年 月 日

鳥取市長 様

報告者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年度の産業廃棄物の処理の実績について、鳥取市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第37条第3項の規定により、次のとおり報告します。

事業場の所在地	電話番号							
	処理した産業廃棄物の種類と年間処理量（単位t/m ³ ）				処理後の産業廃棄物の処分量（単位t/m ³ ）			
産業廃棄物処理施設の種類	A	A	A	A	種 類	排 出 量	処理方法	処分量
合 計								

注1 前年4月1日から3月31日までに処理した産業廃棄物の量を記載して6月30日までに提出すること。

2 処理した産業廃棄物の種類をA欄に記入して、それぞれの種類ごとに年間の処理量を記入すること。

[様式第32号\(第37条関係\)](#)

（本様式…一部改正〔令和3年規則24号〕）

様式第32号 (第37条関係)

特別管理産業廃棄物処理実績報告書 (年度)

年 月 日

鳥取市長 様

報告者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年度の特別管理産業廃棄物の処理の実績について、鳥取市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第37条第4項の規定により、次のとおり報告します。

事業所の所在地	電話番号				
特別管理産業廃棄物の種類					
発生	自家処理				
発生施設	発生量	運搬先	処分場所	処分方法	処分量

注 1 この報告は、前年4月1日から3月31日までに処理した特別管理産業廃棄物の量を記載して6月30日までに提出すること。単位はt又はm³とすること。

2 特別管理産業廃棄物の種類ごとに報告書を作成すること。

様式第33号 削除
(〔平成31年規則27号〕)

[様式第34号\(第38条関係\)](#)
(本様式…一部改正〔令和3年規則24号〕)

様式第34号（第38条関係）

一般廃棄物
最終処分場台帳閲覧請求書
産業廃棄物

鳥取市長 様

一般廃棄物
産業廃棄物
最終処分場の台帳の閲覧について、廃棄物の処理及び清掃に関する法

律第19条の12第3項の規定により、次のとおり請求します。

年 月 日

住 所

請求者 氏 名

〔 法人にあつては名称及び代
表者の氏名 〕

電話番号

最終処分場の設置場所	
設置者の住所 〔 法人にあつては、主 たる事務所の所在地 〕	
設置者の氏名 〔 法人にあつては、名 称及び代表者の氏名 〕	
請求の理由又は利用目的	